

特殊建築物等耐震診断支援事業
(精密な耐震診断を要する費用の助成制度)

【目 的】

構造計算書の偽装問題をうけ、マンション、ホテル等の所有者の耐震性に関しての不安が高まり、安全性確保の観点から緊急性があり県民の不安解消への取組として、全ての住宅と多数の者が利用する建築物の精密な耐震診断を希望する所有者等に対して、国庫補助金を活用し耐震診断に要する費用の補助を行う市町村に県が助成する。

【事業概要】

(対象建築物等)

全ての住宅と多数の者が利用する建築物について、精密な耐震診断を実施する所有者に対して補助を行う市町村(財政力指数0.7未満の市町村に限る。但し、緊急輸送道路沿道等は全市町村対象。)に対して助成する。(S56年以後の建築物も対象)

(補助対象事業費)

精密な耐震診断に要する費用は、次の額を限度とする。

- ①住宅(共同住宅、長屋を除く): 100千円かつ1,000円/㎡以内
- ②多数の者が利用する建築物(共同住宅、長屋を含む): 2,000千円かつ以下の額以内。
 - ・延べ面積1,000㎡未満のものは、2,000円/㎡以内
 - ・延べ面積1,000㎡以上で2,000㎡未満のものは、1,500円/㎡以内
 - ・延べ面積2,000㎡以上のものは、1,000円/㎡以内

(補助率)

- ・国1/3(666千円)、市町村1/3(666千円)、所有者1/3(666千円)
県は市町村に対して1/6を支援 → 県(約333千円/棟)
(多数の者が利用する建築物(限度額200万円)を想定して算出。)

※多数の者が利用する建築物は個人が利用する倉庫等を除き全ての建物を対象とする。
※箇所付けについては緊急性を鑑み分譲マンション(管理組合の決定)、ホテル・旅館を優先実施する。

(事業規模) 平成23年度予算: 333千円

【事業の流れ】

多数建築物による診断費用200万円の場合(例)

